

ともにあゆむ

働くものの命と健康を まもるために

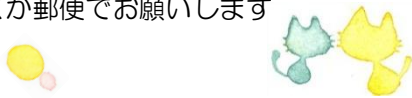
梅村 紅美子

「ともにあゆむ裁判を 支援する会」にあなたも

メールニュースや印刷されたニュースを読んでくださるだけでも結構です。裁判の傍聴などのお願ひも、ニュースでお知らせします。

可能なら、周りの方にこの裁判のことをひろめてください。

入会申し込みは、下記までメールかFAXか郵便でお願いします



「ともにあゆむ裁判を支援する会」

〒459-8001

名古屋市緑区大高町字伊賀殿 12-1

鳴海サンハイツ 103

Tel&Fax 052-624-5997

E-mail

tomoniayumu_umemura@yahoo.co.jp

「ともにあゆむ」って？

南生協病院が、全日本民医連の呼びかけで作った「医療宣言」のテーマです。

梅村さんも事務局として起草に関わりました。

南生協は差額ベッド代を徴収するため、わずか7年でこの宣言を投げ捨てました。

梅村さんは宣言起草時の思いを忘れず、裁判のスローガンにしています。

南生協病院「医療宣言」

とつげんの病氣・けがにも安心の救急医療

もらいません差額ベット代やつけとどけ

にこやかでおもいやりある接遇を

あすのよい医療を実践します

ゆめをもち、やりがいもてる職場と人を育てます

むすびます保健・医療と福祉のネットワーク

医療保険制度の後退を許さず、社会保障

平和を守る運動にとりくみます

療養は患者が主人公生協は組合員が主人公

1999.12.5 総合病院 南生協病院

ご存知でしたか？

人々の健康を守る職場でのこの実態

下のグラフは、南医療生協が裁判の中で明らかにした「長期休職者の中のメンタル疾患比率」をあらわしたものです。

長期休職者のうち、最高時は92%、平均でも63%の人がメンタル疾患での休職です。健康保険組合からも立ち入り調査が入るほどの異常な状態でありながら、いまだに休職者への産業医の面接も、復帰支援対策もないまま、泣き寝入りで退職する人があとを絶ちません。



働くものの命と健康を まもる裁判を応援してください

梅村紅美子さんは、大学卒業と同時に南医療生協に事務として就職して21年間、「弱いものの立場」に立つ職場に誇りを持って働きました。

次々と与えられる過酷な労働に耐えて働き続ける中で、何度も病に倒れましたが、梅村さんはそれでも歯をくいしばって働き続けました。

しかし南医療生協は、仕事が原因で病気になった職員を支えるのではなく、最後には切り捨てる仕打ちをとり、梅村さんは、2008年4月、退職に追い込まれてしまいました。

2010年7月、梅村さんは南医療生協に対し慰謝料の支払いなどを求める訴訟を起こしました。

働くものの命と健康をまもる裁判です。

ぜひ、ご支援をお願いします。



職場の安全を守るために知ってもらいたいことが書いてあります

いきいきと働ける職場をめざして —梅村さんが訴訟を起こした理由—

過重な責任 歯をくいしばって

2000年4月、初めて主任に昇格。不眠が始まります。3ヶ月後に突然、事務長室課長に異動。20億かけ3年間続くリニューアル工事開始直前の時期でした。新事務長は1ヶ月でうつ病になり、頼る人もないまま、過労で入院した梅村さんは病室から会議に出るとい日々が続き、10月には梅村さんもうつ病を発症しましたが、何の配慮もないまま仕事を課せられたのに、2002年「健康の自己管理が悪い」と、降格させられます。

2003年6月、「地域医療連携室」を1人で立ち上げる任務に就き、過大な目標達成を強いられ、2005年再び体調が悪化。異動を希望しましたが認められず、うつ病が重症化・難治化しました。

2006年1月、診療所にケアマネとして異動します。傷病手当をもらいながら体ならしに自主的に職場へ出ている（南生協ではこれを「リハビリ勤務」と呼ぶ）時期に、3月で退職する人からの「ケアマネ管理者」引き継ぎを命じられます。この春には介護保険法の大改悪があり、現場は混乱する中、「管理者」の過密な勤務と過度のストレスのため、10月には主治医から3ヶ月の休業が必要と言われ、診断書を出しますが、体制を補充されず、結局「このままでは職場で死ぬ」と思い、休みに入ったのは4ヶ月後の2007年1月でした。

2007年11月、「線維筋痛症」と診断を受けました（2006年3月発症と診断）が、2008年4月「休職期限切れのため『自然退職』」。梅村さんは職場を追われました。

画期的な労災認定 それでも認めない南医療生協

梅村さんは南医療生協が好きだからこそ、歯を食いしばって働き続けてきました。

そんな献身的な無数の職員に支えられて南医療生協は発展してきたのではないのでしょうか。病気になった職員を支えず、逆に冷酷に切り捨てる南医療生協に未来はあるのでしょうか。

梅村さんは、「うつ病発症は労災である」と申請しましたが、南医療生協は申請書に事業所名を記入することすら拒否し、求められる資料の提出にも「廃棄した」「見つからない」と不誠実な態度を取り続けました。南労基署は労災補償不支給としましたが、審査請求を受けた愛知労働局は、膨大な資料を精査し、元上司からの聴取もして、南医療生協の労働にこそ、うつ病発症の原因があったと認めました。

しかし、南医療生協は原因究明や労災再発にうごくどころか、裁判の中でも労災認定の内容を全く認めようとはしていません。

南医療生協は大きくなりましたが、職員の健康を守るためのとりくみは以前よりもむしろ後退しています。職員が元気で働き続けられない状態では、安心安全な医療を提供することさえ危ぶまれるのではないのでしょうか？



梅村さん年表

年 月	梅村さんの仕事	症状	生協の動き
1987.4	南医療生協に入職		
2000.4	主任に昇格	不眠が始まる	
2000.7	事務長室課長に昇格	昼食を食べる暇もなく、自律神経失調症状出る	事務長がうつ病発症
2000.8	リニューアル実施設計	過労で入院。うつ病発症	
2000.10	を40部署と調整して、10月末までに完成させる	入院ベッドから仕事へうつ状態が続くが、「長期病休はダメ」と言われ短期病休を繰り返す	リニューアル工事始まる
2001.1			新築棟完成
2002.5	「健康の自己管理悪い」と庶務課スタッフに降格		新築棟への引っ越し
2003.6	地域医療連携室立ち上げ	1人部署のため過緊張が続く	リニューアル完成
2005.3		うつ状態が悪化	
2005.6	休職に入っても3ヶ月間後任が決まらず、病休中も仕事にいく	胃潰瘍で入院	南生協病院緑区への新築移転決定
2006.1	ケアマネとして異動		民医連方針に反し「差額ベッド」徴収決定
2006.3	ケアマネ管理者を命じられる復職(1〜3月はリハビリ勤務)	前任者管理者退職後、身体の痛みが始まり、全身に広がる	
2006.10	病休診断書を何度も出すが後任ケアマネの配置なく、休みに入れず	うつ状態悪化。めまい、全身の痛みなど、フラフラの状態で働き続ける	
2007.1	病欠に入る		
2007.11		線維筋痛症の診断（発症は2006.3）	
2008.1	部署異動しリハビリ勤務開始	復職支援なく、精神的に追い詰められる	
2008.4	休職期間満了理由で退職		
2009.1	労災申請		
2010.3	不支給決定・審査請求		南生協病院新築移転
2010.7	南医療生協を提訴		
2010.11	愛知労働局で労災認定		



裁判の勝利めざし、ともにあゆむ

梅村さんは本来の理念から離れて行く南医療生協に一石を投じる願いもこめて、慰謝料の支払いなどを求める訴訟を起こしました。「ともにあゆむ裁判を支援する会」は、この裁判を見守りたい、少しなら役に立ちたい、そんな思いのネットワークです。

いま（2011年8月現在）、280名を超える方が会員として支えてくれています。裁判はこれからが本番です。1人でも多くの方に、入会していただけますよう心からお願いします。 「ともにあゆむ裁判を支援する会」 事務局長 佐藤俊隆

裁判の支援運動を広げるためのカンパにご協力ください！

★振込先 「梅村紅美子さんの裁判を支援する会」

ゆうちょ銀行 記号 12160 番号 30605691

※ゆうちょ銀行以外からの振込の場合は、下記の内容をご指定ください。

店名「二一八」（読み:ニイチハチ）店番「218」普通預金「口座番号」3060569